

# 北川村農業振興地域整備計画の 全体見直しについて

北川村では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、北川村農業振興地域整備計画を策定し、高知県が農業振興を図るべき地域として指定した地域を、今後 10 年を見通して農用地として確保・利用すべき区域（農用地区域）とそれ以外の区域に定めています。

この計画は、概ね 5 年ごとに見直すこととされており、令和 4 年 12 月から調査を開始し、令和 6 年 3 月末までに計画の見直し(変更)を行います。

**令和 4 年 12 月から令和 6 年 3 月末まで農振除外  
申出の受付を一時中断します**

農用地区域に指定されている土地を、農地以外の目的（住宅・駐車場）などに利用する場合は、あらかじめ農用地区域からの除外手続きをしたうえで、転用許可を得る必要があります。

しかし、全体見直しの期間中は、関係機関との調整や意見聴取等のため、農振除外申出の受付を一時中断します。

農用地区域内の土地で農地転用や開発行為を計画される場合はご注意ください。

---

お問い合わせ

北川村産業政策課 電話 0887-32-1221